

山梨県後期高齢者医療広域連合議会
平成 23 年第 2 回定例会
会 議 録

平成 23 年 10 月 27 日 開会
平成 23 年 10 月 27 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第1号(10月27日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○一般質問	5
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
○議決事件の条項、字句等の整理	24
○閉会	24
○会議録署名	25

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 2 回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 10 号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 23 年 10 月 20 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 堀内 茂

- 1 期日 平成 23 年 10 月 27 日(木)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(21 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
5 番 後藤慶家 君	6 番 西野賢一 君	7 番 清水 実 君
8 番 中嶋 新 君	10 番 網倉正治 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	14 番 望月隆夫 君	15 番 望月利金 君
16 番 芦澤健拓 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君
22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君	24 番 小林茂澄 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君

不応招議員(6 名)

4 番 大村政啓 君	9 番 長谷部集 君	13 番 河西 茂 君
17 番 遠藤雄一 君	20 番 水越 昭 君	21 番 滝口新一朗 君

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 2 回定例会

議事日程(第 1 号)

平成 23 年 10 月 27 日(木)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 一般質問

日程第 5 認定第 1 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 2 号 平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 議案第 8 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)

日程第 8 議案第 9 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 8 まで議事日程に同じ

出席議員(21 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
5 番 後藤慶家 君	6 番 西野賢一 君	7 番 清水 実 君
8 番 中嶋 新 君	10 番 網倉正治 君	11 番 久島博道 君
12 番 廣瀬 一 君	14 番 望月隆夫 君	15 番 望月利金 君
16 番 芦澤健拓 君	18 番 保坂 實 君	19 番 深澤平助 君
22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君	24 番 小林茂澄 君
25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君	27 番 守屋茂久 君

欠席議員(6 名)

4 番 大村政啓 君	9 番 長谷部集 君	13 番 河西 茂 君
17 番 遠藤雄一 君	20 番 水越 昭 君	21 番 滝口新一朗 君

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 堀内 茂君	副広域連合長 角野幹男君	監査委員 柳澤 清君
事務局長 小野裕実君	事務局次長 三好一生君	業務課長 武井俊一君
会計管理者 河野美奈子君	業務課資格管理担当リーダー 若尾勝秀君	
業務課給付担当リーダー 小林久弥君	業務課庶務担当リーダー 大久保公生君	

事務局職員出席者

書記長 清水靖夫 書記 鶴田良江 書記 旗持 亮

【開 会】

開会 午後 2 時 10 分

●議長(太田利政君) これより山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 2 回定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 21 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定による、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。

日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

4 番 大村政啓君、9 番 長谷部集君、13 番 河西茂君、17 番 遠藤雄一君、20 番 水越昭君、21 番 滝口新一朗君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び第 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査並びに定例監査の報告はお手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

報道機関から、写真撮影等の申し出があります。

これを許可することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) 異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、堀内広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 堀内広域連合長。

○広域連合長(堀内茂君) 本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方にご参集をいただきまして、平成 23 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別のご理解そしてご協力をいただきまして、厚く心より御礼を申し上げます。

今年は、3 月に東日本大震災が起き、放射能汚染等も重なりまして東北地方は大変大きな被害に遭われ、避難を余儀なくされ、住み慣れた地域を離れたまま、まだいつ戻れるのか判らない状態の方々がまだまだたくさんいらっしゃいます。

また、9 月には台風 12 号・15 号に襲われ、大きな爪痕が今もなお残っております。改めて被災地の方々のお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復旧・復興が果たされ被災されました皆様方が一日も早く被災前の生活に戻ることを願って止みません。

このような中で、国の新しい指導者も決まりまして被災地の日も早い復旧・復興が図れるよう願っているものでございます。

一方、社会保障制度に関しましては、少子高齢化をはじめとして社会経済状況が大変大きく変化する中、国民生活の安心を確保するためには、社会保障制度を根本的に改革する必要があると、国において、社会保障制度全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論が進められ、平成 23 年 6 月には社会保障・税一体改革案が決定されました。

こうした中、高齢化で増え続ける社会保障費をまかなうため、2010 年代半ばまでには、消費税を段階的に 5%から 7%引き上げ、且つ 2015 年には 10%台にするというような政府からの検討が出されています。また、後期高齢者医療制度も廃止が決まっているものの新たな制度への移行は、平成 26 年度以降になる様子でございます。

国会運営の状況によりまして、法案成立に向け、紆余曲折もあろうかと思いますが、今後の国の動向を注視していきたいと思っております。

このような不安定な中で、今年度は、平成 24・25 年度分の後期高齢者医療保険料率の改定年度であります。

前回は、保険料の増加を抑えるために、財政収支上の剰余金を活用し、2 年間の財源に充当することとし、保険料の増加を抑制してまいりました。

現状では、医療の高度化等によりまして、高齢者の一人当たりの医療費が増えており、その一方で、大変厳しい経済状況の中、被保険者である高齢者の所得が減少していることや、少子高齢化の進行に伴い、財源を支える若い世代の人口が相対的に減っていることなどから、保険料率を上げざるを得ない状況であります。

今後、保険料率につきましては、国、県の指導のもと、剰余金の活用など、これらの対策を講じていくことで、どこまで保険料の増加を抑制できるかが課題であるかと考えております。

本広域連合といたしましては、被保険者の皆様をはじめ、県民の皆様にご不便、ご不安を与えることのないよう、今後も、より一層の努力をしていく所存でございますので、皆様方の更なるご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて今議会では、平成 22 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定を頂く案件、また、平成 23 年度一般会計及び特別会計補正予算案の、議案を提案させていただく次第でございます。

後ほど担当より、それぞれの案件につきまして、詳細な説明をさせますので、何とぞ十分にご審議をいただきまして、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【議席の指定】

●議長(太田利政君) それでは、日程第 1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました、2 名の議員を、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、5 番 後藤慶家君、6 番 西野賢一と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、10 番 網倉正治君と 14 番 望月隆夫君を指名いたします。

【会期について】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 3「会期について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議ございませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【一般質問】

●議長(太田利政君) 日程第4「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は通告書の到着順とし、質疑につきましては、答弁を含め30分以内といたします。また、関係質問は認めません。

18番、保坂實君から通告がありますので、発言を許可いたします。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18番、保坂實君

○18番 保坂實君 18番、保坂實、富士川町でございます。

我が国の国民皆保険制度は、50年間の時間と歴史を経て国民の共通資産であります。諸外国に比較して、医療費を低く抑えながら、国民の健康と長寿を達成し世界一となっております。

後期高齢者医療保険制度は4年目とまだ日は浅いですが、高齢者の健康と安全・安心をサポートしています。しかしながら、近年、医療給付費が増加の傾向にあり、保険料収入とのバランスが厳しさを増しています。

質問事項ですが、医療費の抑制について、4点一括質問を申し上げます。

まず、1点目ですが、世間一般論として、風説される過剰診療・過剰投薬についての、風評と現実その実態把握と行政のチェック。適正な診療、投薬を当然とするモラル医療への行政指導について、第一に伺います。

次に、外国の事例ですが、製薬会社と医者との関係で、本来なら100円の薬で治せる病気に300円の薬を使用する。行政はこういうことでは、薬価が増えますので、薬価の上限確保で価格を設定しましたが効果は無かった。

我が国の例ですと、コスト廉価なジェネリック医薬品が、医療現場、薬業関係者、治療当事者の理解と協力を得られる中で、県一広域的に使用・利用される環境づくりへの考え方をお願いしたいと思います。

次に3点目ですが、レセプト審査についてですが、レセプト審査は、1番。診療費請求の正誤チェック。2番。治療疾患部位の因果分析の一向二面性があると考えます。

1番については、正しい請求つまり過誤請求の再演防止と未必の故意の発生未然防止効果。2番については、同じような疾患部位進行の再発防止と予防事業を起こして元気老人を増やし医療費を抑えることにあると考えます。

この関係で以下4件ほどお伺いしますが、審査したレセプトの件数。2番目に、誤請求された過失、審査誤り件数。3番目に、誤請求された金額。4番目に、未必の故意、つまり不正請求と疑惑を感じた件数。どのくらいあったのか具体的な数字を挙げて、ご回答をお願いしたいと思います。

次に4点目でございます。五大疾病、対応への考え方を伺います。国民病と言われる四疾病に、高齢者に非常に多い精神疾患が加わり、五疾病が重点医療の対象になると聞き及んでいます。当然ながら、医療給付費は増加すると想定されますが、この国策に対応可能な財務状況は大丈夫でしょうか。お願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 保坂議員のご質問にお答えをしたいと思います。

保坂議員から、4点につきまして、医療費の抑制についてのご質問をいただきました。

まず、始めに過剰診療等についてでございます。

医療機関等で行われている診療・投薬について、過剰であるかどうかのチェック・検証等につきましては、健康保険法等に基づきまして、国・県により、医療機関等を指導する中でチェック・検証が行われているところでございます。

当広域連合は保険者として、医療機関等から提出されるレセプトの状況をチェックする中で、重複・頻回受診者の抽出を行い、各市町村と訪問指導の委託契約を結び保健師が適正な受診を行うよう指導を行っております。

この他、年3回、7月・11月・3月に医療費通知を各被保険者に送付する中で、受診内容や医療費について認識を深めていただくと共に、かかりつけ医師を持った中で、同じ病気で複数の医療機関の受診を控えるなどの「医療費適正化」への協力についても通知等で併せて行いまして、適正な医療受診への啓蒙を行っているところであります。

今後とも、関係機関と市町村等と連携する中で、重複・頻回受診者等訪問指導を充実させるなど、適正な受診に向けて、市町村と協力をしながら医療費の適正化に努めたいと考えております。

次に、2点目の「ジェネリック医薬品の普及への環境づくりの考え方について」でございますが、ジェネリック医薬品につきましては、「ジェネリック医薬品希望カード」の配布や医療費通知等によりジェネリック医薬品への理解と協力を得られるように啓蒙活動に努めているところでございます。

また、本県においても9月から国保総合システムが稼働してレセプトの電子化が開始されました。このシステムを利用して、ジェネリック医薬品へ変更した場合の差額通知が行えるよう、現在、関係団体等の理解や通知発送後の相談体制、費用対効果等、このシステムを利用してのジェネリック医薬品の差額通知の実施について検討を行っているところであります。

次に、3点目の「レセプト審査について」でございますが、レセプトの審査・支払いにつきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、審査支払業務を国保連合会に委託して実施しているところでございます。

平成22年度の審査支払は、1件95円で、292万件余り、約2億7,800万円の経費が発生をしております。この一次点検となります審査支払業務では、請求内容等の点検を行っておりまして、平成22年度においては、国保連合会の審査段階で、約1万件が医療機関に返戻されております。

また、審査支払の済んだレセプトにつきましては、業者委託により二次点検を行っております。この二次点検は、財政的効果が期待できる大切な業務と考えております。審査件数につきましては、平成22年度においては、医療点数1,500点未満の調剤明細書を除く、約225万件的点検を行ったところでございます。これは、全レセプト件数の約8割となります。

二次点検のうち点検業務に係る費用といたしまして、平成22年度は、1件12円で、約2,835万円でありまして、これによる過失、計算誤り件数につきましては、5万2,910件の再審査請求を行い、16.87%に当たる8,924件が再審査対象となり、再審査金額は3,714万2千円でありました。

また、不正請求につきましては、県の医療機関に対する個別指導により、平成22年度は125医療機関において約3,202万円の返還がございました。

なお、二次点検に関しましては、本年度の4月診療分から、電子レセプト化に伴う国保総合システムを利用して山梨県国保連合会と1件4円の単価契約を結び点検を実施しております。

審査支払機関であるメリットを生かして今まで以上の財政効果が上がるものと期待をしております。

次に、4点目の「五大疾病、対応への考え方について」であります。国民病と言われる、がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病の四疾病に来年度から高齢者に多い「精神疾患」が加わり五疾病が重点医療の対象となる見込みであります。

新たに「精神疾患」が重点医療の対象となり平成25年度から始まる新たな地域医療計画に医療機能の明確化や医療機関等の機能分担・連携を推進する事項が追加されますが、重点医療の対象となっても、急激に精神疾患が増加するとは考えられません。今の財政状況で十分対応可能だと考えているところであります。以上でございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 保坂實君

○18番 保坂實君 大変有難うございました。

再質問はございません。終わります。

●議長(太田利政君) これで18番保坂實君の一般質問を終了いたします。

次に、19番、深澤平助君から通告がありますので、発言を許可いたします。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 19番、深澤平助君

○19番 深澤平助君 19番、深澤平助です。

質問に入る前に、先程来の報告で私が質問する答弁、答えが出ているように思います。全く質問をするのも空しい気持ちですが、通告しておきましたので、通告どおりの質問をいたします。

後期高齢者の保険料については、2年ごとに改定することになっており、平成24年度はその改定の年となります。

私は、2年前のこの時期に開催された当議会の折に、保険料の引き上げを行わないよう強く主張した経過がございます。幸い、前回は当広域連合は保険料の引き上げを行わずに、従来通りで今日まで来ております。

今回の保険料改定期に当たり、当広域連合としてはどういう方針でおられるか、この点についてお答えを願います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 深澤議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

今年度は保険料の改定期となっているが、広域連合の方針はどうか。というようなご質問でございますが、保険料の現在までの算定経過につきましては、先ほどの全員協議会でもご報告させていただきましたので、重複する部分もございませけれども、この点につきましてはご了承いただきたいと存じます。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者医療に要する費用に充てるため、被保険者に対して保険料を賦課し、その保険料は、概ね2年間の財政の均衡を保てるように検討することになっており、今年度は、平成24・25年度の保険料率を算定する年度となっております。

保険料算定の基礎となる賦課総額は、政令及び広域連合条例に定める基準により、平成24・25年度の2年間の後期高齢者医療に要する費用の見込額の合計額を算出し、ここから保険料以外の収入の見込額を差し引いた額を予定収納率で除して算出することとなっております。

現在までの試算では、平成24・25年度の2年間の賦課総額は177億8,700万円余りが見込まれ、これを2年間の推定被保険者数で除しますと、1人当たりの保険料は7万6,053円となり、平成22・23年度の前回算定数値より、8,048円、率で11.8%ほど上昇することになります。

また、軽減後の保険料では、5万1,994円となり、前回算定時より、5,798円、率で

12.6%ほどの伸びとなる見込みであります。

この算定数値は、剰余金の積立であります医療給付基金や県の財政安定基金の投入をしない場合の数値であります。前回の算定時においては、10億6,800万円を投入することによって保険料を据え置いております。

今年度の予算が予定通りの執行でありますと、基金の平成23年度末での見込み残高は、医療給付基金10億5,900万円余り、財政安定化基金は8億9,700万円余りとなる見通しであります。

しかしながら、平成24・25年度の保険料算定の状況でございますが、これらの剰余金等をすべて投入しても前回同様に保険料を据え置くことは困難であり、仮に投入したとしても、何かしらの保険料の引き上げを検討はしなければならない状況ではないかと考えております。

今後、具体的な保険料率の算定に係る係数等が、国から示される中で、医療給付基金や財政安定化基金をどのくらい投入し、上昇率を抑えるのか。国の方針や全国の広域連合の剰余金等の投入状況及び市町村、懇話会、議会等各方面のご意見をお聞きする中で、最終的な保険料率を決定していくこととなります。

今後の予定ですが、11月に最終的な試案を作成し、懇話会、市町村等関係機関と協議・確認等々を得まして、2月の定例議会に上程したいと考えておるところであります。

また、保険料率が決定次第、全被保険者を対象に保険料の説明パンフレットを配布する等、保険料についての周知を図って参りたいと考えております。

雇用の悪化、賃金、年金の引き下げなど経済的に厳しい社会情勢の折、被保険者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、医療費の自然増や被保険者の増加等が続く中で、後期高齢者医療につきましても財政的に厳しい状況であるのは、ご承知のとおりであります。

今後とも、健康増進事業等に取り組み、医療費削減に向け積極的に努力するなかで、国等にも更なる公的支援を求めて参りたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 深澤平助君

○19番 深澤平助君 結局こちらが心配していたことで進んでいるというふうに思ひます。このことは、本当に高齢者にとっては大問題と思ひますよ。それで何とか上げなくてもいいように努力していくということの議論を大いにすべきだと思ひますよ。そのために、私はここでいろいろありますが、二つの点でもって問題を指摘しておきたいと思ひますね。

まず、高齢者の実情というか実体ですが、私の計算したところによると、この山梨県広域連合の場合は、被保険者のおそらく4分の3は収入が少なく保険料軽減の対象者だと思ひます。現役並みの収入があるというのは4分の1程度、というふうに思ひますが、今年度の保険料とここが発足した時の3年前の保険料を1人当たりで計算してみると、私の計算では、1人あたり1,500円保険料が少なくなっていると思ひます。これだけ、高齢者の収入は3年間でも減っているという、これが実体だと思ひます。

とにかく、75歳以上の人はほとんどみんな年金生活者なんですから、このように高齢者の収入が減っている状態の中で、保険料を上げるということは全く矛盾したことだと思ひます。これが一つ。

それから、高齢者はそもそも福祉の対象者なんです。老人福祉法というのがあります。老人福祉法の第2条には老人は、とありまして、結論的には生きがいのもてる健康で安らかな生活が保障されるものというふうに、老人は福祉の対象者として明確に謳っているのです。ですからこの法律の精神からみても、高齢者にこれ以上の財政的な負

担をかけるということは避けるべきだと思います。

ですから、予算上どうしても新たな財源を必要とするならば、高齢者にこれ以上負担をかけさせない違う方法を考えるべきというふうに思うんです。この点についてお答えをお願いします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) 業務課長の武井でございます。深澤議員のご質問にわかる範囲でお答えいたしたいと思います。

医療給付費の区分割合は、法律で現在決まっております。保険料につきましては、給付費の全体の約10%が保険料の状況でございます。法律に決められておりますので、それを下げて被保険者のご負担を軽減することは、一つの広域連合の判断ではなかなかできないのが現状でございます。

たしかに、そのように非常に厳しい財源の中で、被保険者の皆様にご負担を求めることは心苦しい限りでございますけれども、国の中での方向性で、私どもは算定をしなければならぬ厳しい現状でございます。独自の方向でできない状況をご理解願ひまして、出来るだけ努力をいたしますけれども、なんらかの上昇につきましては、ご理解をいただきたいと存じます。

また、他の広域連合とも連携いたしまして、国をはじめ公的補助につきましても、局長のおっしゃったように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 深澤平助君

○19番 深澤平助君 答弁をいただきましたが、まことに厳しい確かに現状は私も知っておりますが、こうした制度の仕組みから、医療費が上がればどうしても被保険者からの負担でまかなっていく仕組みとなっている。仕組みそのものからみても、こう言った結果になるだろうと思うんです。

しかし、先ほど私が言ったような高齢者の実情ということと老人福祉法の立場から真剣に考えていかなければならないと思ひます。

今、答弁をいただきましたが、最後に国への働きかけというもんもんがございました。当局が国にどのような働きかけをするのか。ということともう一つ要望になりますが、今日報告されました24年・25年度の保険料の算定の資料を今日この場でもって提出されたのですが、これは非常に大事な資料ですので、特に私の質問にとっては、決定的な資料と思うんです。

従って、これだけの資料があるならば、何故他の議案と一緒に各議員に渡さなかったのか。ということをお聞きしておきたいと思ひます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) お答いたします。

国への働きかけのことでございますけれども、公費負担は、国・県・市町村で約50%、半分の負担をすることになってございます。

この負担割合を、全国広域連合事務局の立場で要望等を取りまとめて陳情をする場面もございまして。そのような中で、このような指摘等を具体的にまとめまして、国の負担の支援を増やしていただくように働きかけをしていきたい、そのように思っております。

また、今日お示ししました資料について、早めに配布して欲しいとのお言葉でございますけれども、あくまでこれは9月に出示した国の算定を基にしました仮算定でございます。

被保険者数等、山梨県で精査した数字ではございませんので、あくまで一つの目安ということでございます。正式には、2月の定例会の前にと考えていたものですから、今回は、方向性をお示しする材料という意味でお出ししたということでご理解をしていただきたいと思います。随時これから算定しまして、最終案を作りたいと思いますので、その時には、何らかの形でお渡ししたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

●議長(太田利政君) 3回目ですので、これで一般質問を終了します。

【日程第5 認定第1号】

●議長(太田利政君) 日程第5、認定第1号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第6、認定第2号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

審議に先立ち、監査委員から認定第1号及び第2号についての決算審査の結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」という声』

●議長(太田利政君) 柳澤 清君

○監査委員(柳澤 清君) 平成22年度決算審査結果について報告を致します。

審査は、平成23年8月22日午前9時30分より、広域連合事務室において私と望月監査委員の両名で行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

別添の審査意見書の8ページに意見を述べております。次のとおり述べております。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであることから、市町村負担金を抑制するために経常経費の節減に努められたい。一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、保険者機能強化事業や健診事業等の疾病予防事業の拡充を図り、その抑制に努められたい。

また、平成24年度からの保険料の改定にあたっては、医療懇話会等での意見を参考にしながら適切な保険料の賦課をお願いしたい。

平成22年度は、後期高齢者医療制度開始より3年目となり、制度が定着し安定的に運営されているが、これからも、社会情勢や医療費の動向を把握し安定した医療給付を行うと共に、予算措置についても適時的確に対応し、適切かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。以上です。

●議長(太田利政君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第1号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 認定第1号の平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明させていただきたいと思います。

議案につきましては、1ページからになります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

一般会計につきましては、市町村の事務費負担金等を受け入れまして、広域連合職員の人件費及び維持管理費用にあてることが主な内容でございます。

2ページ、3ページをお願ひしたいと思ひます。一般会計の歳入合計、表の一番下になります。予算現額5億2,088万3千円に對しまして、調定額、収入済額いずれも5億2,047万5,523円でございました。

4ページ、5ページをお願ひしたいと思ひます。歳出合計、予算現額5億2,088万3千円に對しまして、支出済額5億8万2,965円でございました。不用額が2,080万35円にございました。また、歳入歳出差引残額は2,039万2,558円となっております。

詳細につきましては、次長から説明させていただきますので、ご了承頂きますようお願いをしたいと思います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局次長

○事務局次長(三好一生君) 次長の三好でございます。よろしくお願ひいたします。

歳入歳出決算の明細がでございます。別冊の資料1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」によりご説明いたします。1ページから一般会計の決算書になっておりますが、8ページ9ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思ひます。

まず、歳入になります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金は、予算現額4億9,022万5千円に對し調定額、収入済額ともに4億9,022万4,012円であります。

内訳は、備考欄にございますが、共通経費分が4億8,948万3千円、広域連合システム市町村端末の追加設備分といたしまして、3市2町から40万5,012円、電算システム更新時における情報適用負担金といたしまして、1市1町から33万6千円の収入となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目保険料不均一賦課負担金は、予算現額65万円に對し調定額、収入済額とも59万485円です。

不均一賦課は当広域においては、小菅村が対象となっております。差額相当については、国と県が1/2ずつ負担することになっております。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険料不均一賦課負担金は、国庫負担金と同額でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は、予算現額92万円に對し調定額、収入済額ともに77万7,327円でした。

内訳は、備考欄にございますとおり、財政調整基金の利息分が3万8,435円、臨時特例基金の利息分が73万8,892円あります。

5款1項1目繰越金は、10ページ、11ページをご覧ください。

予算現額2,803万7千円に對し調定額、収入済額とも2,803万7,332円となっております。

6款諸収入、1項1目預金利子は、予算現額40万円に對し調定額、収入済額ともに25万5,142円あります。

6款諸収入、2項1目雑入は、予算現額1,000円に對し調定額、収入済額ともに740円あります。

以上が歳入でありました。

12 ページから歳出になります。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費は、予算現額 123 万円に対しまして、支出済額は 98 万 186 円で不用額が 24 万 9,814 円となっております。平成 22 年度は、定例会を 2 回開催しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、予算現額 1 億 5,584 万 5 千円に対し支出済額は 1 億 5,291 万 8,160 円で不用額が 292 万 6,840 円となっております。

不用額が大きいものについては、3 節の 121 万円ほどで、広域連合派遣職員の通勤手当、時間外勤務手当の給与分の分担金が減ったことであります。

また、11 節需用費、12 節役務費、13 節委託費、14 節使用料及び賃借料、19 節、これらを合わせますと、162 万円ほどの不用額が出ております。

14 ページ、15 ページをご覧くださいと思います。

2 款 1 項 2 目公平委員会費は、予算現額 3 万 2 千円に対しまして、支出済額はありませんでした。不用額が 3 万 2 千円となっております。

2 款 2 項選挙費、1 目選挙管理委員会費は、予算現額 3 万 9 千円に対しまして、支出済額はありませんでしたので不用額が 3 万 9 千円となっております。

2 款 3 項監査委員費、1 目監査委員費は、予算現額 31 万 8 千円に対しまして、支出済額は 22 万 4,790 円で不用額が 9 万 3,210 円となっております。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目老人福祉費は、後期高齢者医療特別会計への繰出金になっていますが、予算現額 3 億 4,226 万 2 千円に対し支出済額は 3 億 3,115 万 1,029 円で不用額が 1,111 万 971 円となっております。

不用額は、特別会計への事務費の減額により、繰出金を減額したものでございます。

4 款「諸支出金」1 項「基金費」1 目「財政調整基金費」は、予算現額 1,414 万円に対し支出済額が 1,406 万 9,908 円でした。財政調整基金の運用益の積立てのほか前年度剰余金の 2 分の 1 を積み立てております。

4 款 1 項 2 目臨時特例基金費は、予算現額 80 万円に対しまして、支出済額が 73 万 8,892 円でした。臨時特例基金の運用益の積立てになります。

16 ページ、17 ページをご覧ください。

5 款予備費、1 項予備費、1 目予備費は、予算現額 621 万 7 千円に対しまして、支出済額はありません。

20 ページをご覧ください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。一般会計の実質収支額は、2,039 万 2 千円でございます。

以上が、平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容でございます。ご認定していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認定第 1 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「認定第 1 号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第 6 認定第 2 号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 6、認定第 2 号「平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 認定第 2 号、平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきます。

議案 7 ページをご覧くださいと思います。

これは、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 22 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するために提出するものであります。

次の 8・9 ページをご覧くださいと思います。

歳入の決算でございますが、一番下の歳入合計欄をご覧くださいと思います。

予算現額 866 億 1,982 万 5,000 円に対しまして、調定額は 865 億 2,415 万 847 円となりまして、収入済額は 865 億 2,575 万 5,069 円ございました。

収入未済額が 157 万円余りございますが、この収入未済額は、被保険者の所得更正等にもなう医療費の給付等に対する未返納分であります。

続きまして、10・11 ページをご覧くださいと思います。

歳出でございます。

一番下の合計欄でございますが、予算現額につきましては、歳入と同額の 866 億 1,982 万 5,000 円に対しまして、支出済額は 861 億 2,616 万 749 円となりまして、不用額は 4 億 9,366 万 4,251 円でありました。

詳細につきましては、業務課長から説明を行いますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) 歳入歳出の詳細につきましては、資料 1「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明させていただきます。

決算書の 21 ページからが特別会計になりまして、特別会計は、医療費の給付に関する収支が対象になります。最初に歳入の決算について説明をさせていただきます。

事項別明細書の 28・29 ページをご覧ください。主に、款項目収入済み額の欄で説明させていただきます。

1 款市町村支出金は、医療の給付に係る市町村の負担金と補助金でありまして、収入済額は 135 億 747 万円余りでございます。

1 項市町村負担金、1 目保険料等負担金は、医療給付費の 1/10 に当たる、各市町村で収納した保険料相当額であります。2 目療養給付費負担金は医療給付費の 1/12 にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。3 目保険基盤安定負担金は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方の分担分となる負担金であります。県が 3/4、市町村が 1/4 を負担するもので、県の負担金は市町村で受け入れます。

なお、平成 22 年度の保険料収納状況でございますが、現年度分の収納額は全体で 51 億 8,478 万円余り、収納率は 99.21%であり、平成 21 年度より収納額で 3,130 万円余り、収納率で 0.22%上昇いたしました。

平成 22 年度分と過年度分を合計しました収納額は 52 億 2,532 万円余りで、収納率は 98.49%でなります。

決算時の未納額は現年度分と過年度分を合わせまして 7,970 万円余りでございます。

制度発足以来、2年が経過し、保険料の時効に係る事例が発生したこともありまして、その未納額の内、10の市町村で199人を対象といたしまして、447万円余りが不納欠損されております。不納欠損につきましては、広域連合で作成いたしました「収納対策実施計画」に基づき、適切な収納業務を行っていただき、安易な不納欠損が生じないよう、各市町村をお願いしているところでございます。

引き続き、市町村と連携を深め、収納率向上に努めて参りたいと考えております。

なお、過年度調整額に対する不納欠損率は5.65%でございます。また、未納額は、10月20日現在で5,522万円余りでございまして2,500万円余りが徴収されております。

なお、他の広域連合の調書によりますと、平成22年度全国の現年度分の収納率では、山梨県は27番目、過年度分では8番目となっています。

次の2款国庫支出金は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金・補助金及び交付金であり、収入済額は283億4,980万円余りでございます。

1項国庫負担金、1目療養給付費負担金は、医療給付費の3/12に当たる、国が負担すべき定率負担分であります。2目高額医療費負担金は、レセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を国が負担するものであります。なお、県も同様1/4を負担しております。

2項国庫補助金、1目調整交付金は各広域連合間の財政力不均衡を調整するため、医療給付費の概ね1/12を目途に交付されるものでございます。

30・31ページをご覧ください。2目健康診査費補助金は、健康診査費用に対して、補助基準額の1/3が補助されるものでございます。3目特別高額医療費共同事業補助金は、400万円以上の高額となるレセプトの200万円以上を対象にして交付される共同事業に対する拠出金への補助金であります。4目円滑運営臨時特例交付金は、低所得者や被用者保険の被扶養用者に対する平成23年度分の保険料特例軽減措置の補填として交付されたものでございます。

なお、この交付金は、臨時特例基金に積み立て、保険料軽減分について、基金を取り崩すものでございます。

5目保険者機能強化事業補助金は重複頻回受診者への訪問指導、後発医薬品の使用促進等への補助金でございます。

3款県支出金は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は68億6,832万円余りでございます。

1項県負担金、1目療養給付費負担金は、医療給付費の1/12に当たる、県が負担すべき定率負担分であります。2目高額医療費負担金は国と同様にレセプト1件当たり80万円を超える医療費の1/4を県が負担するものであります。

2項財政安定化基金支出金は、予定以上の保険料の未納・給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金でございますが、平成21年度の交付はありませんでした。

3項県補助金は、国と同様に県から補助された健康診査費補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のうち補助基準額の1/3が国と同様補助されたものでございます。

32・33ページをご覧ください。

4款支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、給付費の4/10相当額に当たり、収入済額は347億82万円余りでございます。

この交付金は、支払基金より、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれ広域連合に交付されたものでございます。

5款特別高額医療費共同事業交付金は、一件400万円以上の高額なレセプトのうち200万円以上を対象として全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医

療費に応じ交付されたものであり、件数は 24 件で、収入済額は 821 万 5,854 円でありました。

6 款財産収入は、後期高齢者医療給付基金からの運用収益となる利息であり、この基金に積み立てられるものでございます。収入済額は、102 万 2,435 円でありました。

7 款繰入金は、一般会計と各基金からの繰入金であります。収入済額は 14 億 6,738 万円余りでございます。

1 項一般会計繰入金は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金と国と県が 1/2 ずつ負担する、小菅村の保険料不均一課税差額相当額の補填である保険料不均一賦課繰入金であります。

なお、医療費適正化事業補助金繰入金は平成 22 年度補正予算第 1 号において、直接国庫補助金として、特別会計への保険者機能強化事業補助金のなかで、処理することといたしました。

34・35 ページをご覧ください。

2 項基金繰入金は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てました臨時特例基金と事務的経費が不足したとき充当するための基金であります 2 目財政調整基金及び著しい保険料不足・医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積立てた 3 目後期高齢者医療給付基金からの各繰入金であります。

なお、財政調整基金からは平成 22 年度の繰入は無く、平成 23 年度からは、一般会計に科目設定されております。

8 款繰越金は、平成 21 年度からの繰越金であり、収入済額は 14 億 9,742 万円余りであります。この中には、平成 21 年度に概算で交付された国庫支出金等の精算による返還額 7 億 8,744 万 5,002 円が含まれております。

9 款県財政安定化基金借入金はございません。

10 款諸収入の収入済額は 1 億 2,210 万円余りであり、延滞金、預金利子、雑入であります。1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金は保険料の延滞金等であります。2 目過料はございません。

36・37 ページをご覧ください。

2 項預金利子は、銀行口座の預金利子であります。

3 項雑入、1 目第三者納付金は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費についての加害者からの納付金でございます。2 目返納金は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金でございます。なお、この返納金には、未納金 157 万 5,778 円が含まれております。

3 目雑入は、市町村に高額医療費支払のため資金前途したものから、利息を返金していただいたものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の決算についてご説明いたします。

38・39 ページをご覧ください。

1 款総務費は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は 3 億 3,397 万円余りでございます。なお、この款の備考欄に主な節の支出項目を記載させていただきました。各項目の初めのマル数字が節の番号になります。ご参照いただきたいと思います。

1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、1 節報酬、3 節職員手当等、4 節共済費、7 節賃金までは、嘱託職員 3 名と臨時職員 2 名に係る人件費でございます。

8 節報償費は、懇話会委員の報奨金でございます。

9 節旅費は、懇話会委員の費用弁償及び一般旅費でございます。

11 節需用費は、消耗品関係及び印刷製本の費用でございます。

12 節役務費は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料等でございます。

13 節委託料の主な内容は、備考欄の⑬の項目でございますけれども、広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認などの国保連合会委託料、レセプトの配列、突合、縦覧点検レセプト点検に係る委託料等記載のとおりでございます。

14 節使用料及び賃借料は、各会議等の会場使用料と広域連合及び各市町村に設置いたしましたサーバと端末器のリース料でございます。

15 節工事請負費は、平成 23 年 4 月からの電子レセプト化に伴い、国保連合会と広域連合を結ぶ LAN ケーブルの配線工事を行ったものでございます。

19 節負担金、補助及び交付金は、山梨県保険者協議会負担金と市町村が実施した広報等に対する臨時特例基金で対応いたしました広域連合からの特別対策市町村補助金であります。

2 款保険給付費は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は 837 億 6,621 万円余りでございます。

1 項療養諸費、1 目療養給付費は、入院、外来、歯科等の給付費用でございます。

40・41 ページをご覧ください。

2 目訪問看護療養費は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用でございます。

3 目特別療養費は、資格証所有の被保険者からの請求による給付でございますけれども、支出はございません。4 目移送費は、医療機関で治療を受けている被保険者が医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用でございますけれども、支出はございません。

5 目審査支払手数料は国保連合会に委託している審査支払に係る費用でございます。1 件 95 円で 292 万 6,000 件ほどの実績がございました。

6 目療養費は、補装具、柔道整復等の費用給付でございます。

2 項高額療養諸費、1 目高額療養費は、窓口で支払う自己負担分が所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するものでございます。

なお、このなかには、所得更正等による誤払金返納未済額 2 万 9,400 円が含まれております。2 目「高額介護合算療養費」は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の 1 年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものでございます。

3 項その他医療給付費は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に 5 万円を給付する葬祭費でございます。給付件数は 6,827 件でございました。

なお、22 年度の医療費についてですが、医療費の現物分でございますけれども、件数は 292 万 6,627 件、総額で 894 億 9,642 万 7,364 円でございました。

これを 1 人当たりで見ますと、22 年度の年間総医療費は 80 万 333 円、21 年度の 77 万 5,274 円より 2 万 5,059 円、率で 3.23%の伸びとなっております。

また、月平均の被保険者数は 22 年度が 11 万 1,824 人、21 年度が 10 万 9,833 人でありましたので、1,991 人、率で 1.81%の伸びとなっております。

これらのことから、医療費全体では、昨年度より 5.1%の伸びとなっております。また、その他、療養費、高額医療費などの償還分の医療費が、46 億 612 万円余りとなっております。

22 年度の資料はございませんけれども、21 年度の全国の医療事業年報の数値により見ますと、全国平均が、これは療養費等が入っているもので、全国平均が 1 人当たり 88 万 2,118 円、山梨県が 78 万 5,194 円ということで、全国で 38 番目になります。

3 款の県財政安定化基金拠出金は、保険料の未納又は給付費の増加により財源

不足が生じた場合、無利子の貸し付けや交付を目的として、県に設置された基金でございまして、国・県・広域がそれぞれ 1/3 ずつ拠出して積立てるものでございます。支出済額は 7,700 万円余りでございました。22 年度末の基金残高は 6 億 6 千万円余りでございます。

42・43 ページをご覧ください。

4 款の特別高額医療費共同事業拠出金は、1 件当たり 400 万円を超えるレセプトが対象で、200 万円以上を対象として全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金で、支出済額は、595 万円余りでございます。

1 目特別高額医療費共同事業拠出金は事業に対する拠出金であり、2 目は事務に対する拠出金でございます。

5 款保健事業費は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は 6,425 万円余りであります。

1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費は、市町村が実施した対象者 1 万 5,000 人余りに対する健康診査費用の国・県からの補助金であり、それぞれ補助基準額の 1/3 が補助されます。2 目その他健康保持増進費は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と 7 市町村で実施した対象者 1,200 人余りに行いました人間ドック受診事業への補助金でございます。これらの事業には、国からの特別調整交付金が当てられております。

6 款基金積立金は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている 2 つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積み立てたものでございます。全体の支出済額は 13 億 7,812 万円余りでございます。

1 項基金積立金、1 目臨時特例基金積立金は、国より、平成 23 年度保険料軽減の財源として、交付された円滑運営臨時特例交付金を基金に積立てたものでございます。基金の平成 22 年度末残高は 10 億 9,048 万円余りでございます。

2 目後期高齢者医療給付基金積立金は、平成 22 年度に設置された基金であり、著しい保険料不足、医療給付の増加に対応するため、前年度の繰越金の 1/2 以上を積み立てたものでございます。基金の平成 22 年度末残高は 13 億 3,089 万円余りでございます。

44・45 ページをご覧ください。

7 款公債費は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はございません。

8 款諸支出金は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金と高額療養費特別支給金であり、支出済額は 5 億 63 万円余りでございました。

1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。2 目償還金は、平成 21 年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。

なお内訳は、備考欄にありますように、国庫支出金の返還金が 4 億 4,753 万円余り、県支出金の返還が 4,073 万円余りでございます。3 目還付加算金は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものでございます。

2 項高額療養費特別支給金は、平成 20 年 12 月までに、75 歳到達月となった被保険者の到達月の医療費の自己負担限度額が 2 倍になっていたため、限度額を超えた金額を支給するものでございますが、申請が無いため支出はございません。

なお、この申請期限が平成 22 年度中に過ぎたために、平成 23 年度からはこの科目は廃止いたしました。

9 款予備費の支出はございません。

最後に、実質収支に関する調書について、48 ページにございますので、ご覧いただきたいと存じます。

歳入総額 865 億 2,257 万 5 千円、歳出総額 861 億 2,616 万 1 千円、差引額 3 億 9,641 万 4 千円。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 3 億 9,641 万 4 千円でございます。

以上が、平成 22 年度山梨県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の内容でございます。

ご認定いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18 番、保坂實君

○18 番 保坂實君 明細書の 34・35 ページなんですけど、ここで 1 点伺いたいのです。延滞金なんですか。延滞金はペナルティーの 14.6%の延滞料がつくこの延滞金を指しているわけですか。その場合ですね、収入未済額が 0 円できている場合に、何の延滞金なのか、その点をご説明いただきたいと思います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) 延滞金につきましては、保険料を市町村が賦課いたします。それで、市町村業務がございまして、市町村が滞納金に対しましていただいた延滞金をここで受けて、市町村からいただいております。

市町村の保険料に対して納めていただいた、保険料に対する延滞金を市町村からいただいているということでございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18 番、保坂實君

○18 番 保坂實君 はい、了解しました。

●議長(太田利政君) ほかに質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 3 番、小林義孝君

○3 番 小林義孝君 最初にちょっと不勉強でうっかりしたなと思ったのですが、地方議会だと、決算審査の際には決算明細等と併せて、主要な施策の成果一覧が添付されてきますね。法定文書にあたると思うんですが、只今の説明を聞いていると同様の文書が添付されていないんじゃないかな。貴重な報告があります。そんな印象を持ちましたので、是非検討していただきたいと思います。

後期高齢者医療の状況について、さきほどのお二人の一般質問で、執行部の姿勢というものがよくわかりました。わからないのは、やはり今の政府の姿勢なんですかね。

さきほど連合長のお話しにも、最初に出てくるのはやはり東日本大震災なんですかね。多くの人達がですね、現地で支援に入る。私も数日ですが、ハウス農家の炊き出しなどに参加して、つい先日、10 月に入ってから、うちの職員組合の 7 人ほどがボランティア休暇を取った中で支援をして、田んぼの草を刈ればまだまだ瓦礫が出てきて、その片付けなどいくら人手があっても足りないくらいだと言う報告でした。

そういう状況の中で、政府はそれにきちんと対応しようとしているのかどうか全然分からない。目はどっちを向いているかと言うと TPP の方へ向いている。現地の農家を助けると言う姿勢が本当に弱いんじゃないか。

同様に後期高齢者医療についても当初廃止を言っていたわけですね、民主党政権は。それが曖昧になり今度は国保の広域化と合わさって論議がされている中で、一昨日の新聞にやや唐突な感じはしたんですが、国保の負担をめぐり火花、広域化問題という記事が載りました。国保あるいは後期高齢者医療についてはですね。

●議長(太田利政君) 小林君、ここで質疑を。その件に関しては、そちらの方へ向けていただけたら。

○3番 小林義孝君 私は、さきほどの被保険者の負担の問題の行く末にも関わっているの、県が仮算定をするといっても実際に現状と後期高齢者医療の今後の方向性をある程度見定めて、国に物を言っていく姿勢を確立していかないと、きちんとした方向性がでないんじゃないかという気がしているわけです。その点で長くなりますので、結論に入りますが。

●議長(太田利政君) 簡略をお願いします。

○3番 小林義孝君 今回の国の動向についてどう見ているのか。基本的な問題として、伺いたいというふうに思います。

●議長(太田利政君) 暫時休憩をいたします。

—午後3時38分休憩—

—午後3時42分休憩—

●議長(太田利政君) 休憩前に引き続き、議会を再開をいたします。

小林君からの決算に対する質疑ではございませんが、事務局で小林議員の発言に対して答弁させていただきます。

小野事務局長どうぞ。

○事務局長(小野裕実君) ただいま、小林議員から大変貴重なご意見をちょうだいいたしました。

現在、私ども広域連合も高齢者の負担軽減に向けては、公費の投入など国への対応をはじめ取組んでおりますけれども、東日本大震災なども考えますと国も大変厳しい状況だと思いますし、今、税と社会保障の一体改革を行っている最中でございます。

皆様ご承知の様に、我々広域連合は、国の制度に基づいて動いているものでございますので、今のご意見等も気持ちも十分わかるところでございますけれども、制度である以上、それに基づいて我々もやっていかなければなりません。その中で保険料のこともやっている最中でありまして。

できるだけ意を汲んで反映するべく努力をするつもりでございますので、十分その点をお汲みとりをいただいたうえで、今後ともご理解を十分よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長(太田利政君) 他に質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 8番 中嶋新君

○8番 中嶋新君 8番 中嶋です。一点お聞きします。

特別会計歳出の事項別明細書の中で、42ページの5款保健事業費、1項、2目その他健康保持増進費です。

先ほど監査委員さんの意見書の中で、保険者機能強化事業や検診事業の疾病予防事業の拡充を図りながら医療費の減が重要であると。この決算書でいくと、当初予算で4,000万円、途中500万円の減額という中で今説明ありました。

講演会の講師の謝礼と後は人間ドックの補助金・交付金ということで確認ですけど1,200人ほどあった。これも手上げ方式だと思いますが。

備考欄でいう7市町村の補助金というのは講師ののですか、事業ののですか。ひとつその詳細をお聞きすると、25年までの保険事業の継続はどうか分かりませんが、講演会等を、広く市町村で希望すればできるのか。

また、交付の率だけ資料を忘れて手元に無いもので、人間ドックは高額ということで、補助率をお教えいただきたいと思ひます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 武井業務課長

○業務課長(武井俊一君) その他の健康保持増進事業費でございますけれど、人間ドックにつきましては、7市町村で実施をしたところでございます。その補助額でございますが、自己負担を除く全額ということで、22年度からは、国の指示がございまして、特別調整交付金の中で対応させていただいています。甲府市の方が、7市町村に入っらっしゃるか即答できませんが、補助金は自己負担を除いたものでございます。

この事業を広く市町村にやっていただくというか、広域連合独自でやるのは、人数的にも限られておりますので、市町村の皆様のご協力をいただく中で行いたいと思っはいるんですが、なかなか国の要望が、例えば、75歳以上の参加人数をはっきり把握しなさいとか、要綱がちよっと厳しいものでございまして、健康まつりとかお年寄りの方が集まっただけ機会の折にさせていただけないかとお願いをしているのですが、少ないのが実情でございます。

私どもは、どの市町村でも取り組みをしていただけるということであれば、要綱の説明会等も担当者の皆様には何回もしましたり、要綱も投げておりますので、その中で、手を挙げていただければ有難いということでもいつも担当でお願いはしているところでございます。そのような状況の中、受けていただけない市町村の多いということも一理あります。

広域連合では、年1回の事業といたしまして、西桂町にお願いしまして、健康祭りの折に、痴呆防止や健康体操の話とかいくつか予定しておりまして、年1回の一つの事業ですけれどもしております。その講師の謝礼が計上してあります。以上でございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 中嶋新君

○8番 中嶋新君 ありがとうございます。

決算の認定ということで、当初からすると、結果的に1,000万円の不用額ということで、是非、今の説明の中でも人間ドック、それも事業としてですね、市町村としても、広域の議員としても、市町村へ持ち帰り、そういったことの中で経費削減に努めたいと考えました。どうも説明ありがとうございました。以上で終わります。

●議長(太田利政君) 他に質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18番 保坂實君

○18番 保坂實君 18番 保坂實です。

審査意見書の6ページ、7ページの関係ですが。

●議長(太田利政君) ちよっと待ってください。

○18番 保坂實君 今の議案の関係の書いてあるものの関係です。

●議長(太田利政君) 特別会計の関係ですか。

○18番 保坂實君 はい。

●議長(太田利政君) どうぞ。

○18番 保坂實君 6ページの特別会計のFの実質収支額。昨年度と今年度の比較が出ています。それと、7ページの3つの基金。3つの基金は、昨年度末は25億円あったわけですが、22年度末ですと20億円と少なくなっている。実質収支額も11億円ぐらい少なくなっており、非常に次年度以降への財政的に厳しいなと考え方をもっているのか。そういう形でこの数字は解釈していいのか。金額的な解釈を教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 河野会計管理者

○会計管理者(河野美奈子君) 会計担当の河野でございます。

6・7ページのご質問について、会計担当よりお答えさせていただきます。

実質収支額ですけれども、実質収支の残った金額を翌年度に繰越して、特別会計の医療費に充ててますので、このように実質収支の金額が少なくなっているということは、翌年度へ回す金額が少なくなっているということなので、来年度の医療費に充てるということであれば、会計の状況は厳しくなっているのです、保坂議員のおっしゃるとおりでございます。

○18番 保坂實君 はい、その関連として。

●議長(太田利政君) 保坂實君

○18番 保坂實君 6ページありがとうございました。

7ページの基金ですが、5億1千8百万円ほど減っているわけですが、それも同じような解釈でよろしいですか。つまり財政力が弱まったということですか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 河野会計管理者

○会計管理者(河野美奈子君) 財政調整基金は一般会計ですが、給付基金については、特別会計の剰余金を積み立てたりしておりますので、特別会計の医療費の厳しい時にはそれを取り崩しておりますので、こちらの現在高が少なくなっているということは、持っているお金の余力がなくなるといったことなので、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、財政的に厳しくなっているということです。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 保坂實君

○18番 保坂實君 了解しました。ありがとうございました。

●議長(太田利政君) 他に質疑ございませんか

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成22年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第7 議案第8号】

●議長(太田利政君) 日程第7、議案第8号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第8号の平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

議案の13ページをご覧いただきたいと思います。

平成23年度一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,093万8千円を増額し、それぞれ5億941万4千円とするものでございます。詳細につきましては、次長から説明をさせていただきますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局次長

○事務局次長(三好一生君) 内容につきましては、資料2の予算説明書でご説明をさせていただきますと思います。

予算説明書の6ページ、7ページをご覧くださいと思います。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町村負担金を323万7千円減額し、4億8,716万9千円とするものでございます。

これは、前年度決算による繰越金の計上と特別会計の事務費への繰出金が減額したことによるものでございます。

次に6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金を1,417万5千円増額し、2,039万2千円とするものでございます。

これは、平成22年度の決算により剰余金が2,039万2千円余りと確定いたしましたので、これを予算に反映したものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を6万8千円増額し、1億6,058万5千円とするものでございます。これは、本広域連合の臨時職員並びに嘱託職員の労働安全衛生法並びに労働安全衛生規則に定めます健康診断委託料と、財務会計システムの修正委託料を計上したものでございます。

次に3款民生費、1項社会福祉費、1目老人福祉費を67万3千円増額し、3億3,402万4千円とするものでございます。

これは、国保連合と連携しました、レセプトの電子化、これによりまして、システムを運用するためのレセプト管理用パソコン3台を購入するため特別会計へ繰り出すものでございます。

次に4款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金を1,019万7千円増額し、1,024万7千円とするものでございます。これは、地方財政法の規定によりまして、前年度剰余金を2分の1積み立てるものでございます。

以上が平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 3番、小林義孝君

○3番 小林義孝君 ただいま説明がありました一般管理費の中の嘱託あるいはアルバイトは、今何人で、どんな職種なのかお答え願います。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局次長

○事務局次長(三好一生君) 臨時職員が2名、嘱託職員が3名、計5名でございます。職種は事務補助でございます。

●議長(太田利政君) ほかに質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第 8 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 1 号)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第 8 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 議案第 9 号】

●議長(太田利政君) 次に日程第 8、議案第 9 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)」について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 小野事務局長

○事務局長(小野裕実君) 議案第 9 号、平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について説明をさせていただきます。

議案の 17 ページをご覧をいただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 6,040 万 5 千円を増額いたしまして、それぞれ 896 億 1,037 万 2 千円とするものであります。

明細につきましては、予算説明書の補正予算事項別明細書で説明させていただきます。

予算説明書の 11 ページからになります。

まず、歳入から説明させていただきますと思います。

16・17 ページをご覧いただきたいと思います。

4 款支払基金交付金、1 目後期高齢者交付金につきましては、当初予算額 369 億 5,945 万 2 千円を 1 億 3,668 万 1 千円減額し、368 億 2,277 万 1 千円とするものでございます。

本交付金は、現役世代からの支援金であります。前年度に概算交付されていたものに、精算により返還の必要が生じたので、本年度の交付金で相殺をするものでございます。

次に、7 款繰入金、1 目一般会計繰入金は、当初予算額 3 億 3,335 万 1 千円から 1 節市町村負担金繰入金に 67 万 3 千円を増額し、3 億 3,402 万 4 千円とするものです。

これは、レセプトの電子化に伴いまして、管理システム運用のために、パソコンを購入するための財源とするものです。

8 款繰越金は前年度からの繰越でございます。平成 22 年度の繰越額が確定しましたので、当初科目設定させていただきました 1 千円に 3 億 9,641 万 3 千円を増額し、3 億 9,641 万 4 千円とするものでございます。

以上が歳入の補正であります。

引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

18・19 ページをお願いしたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は、当初予算額 3 億 5,179 万 6 千円を 67 万 3 千円増額し 3 億 5,246 万 9 千円とするものであります。その内容ですが、18 節備品購入費において、パソコンを 3 台購入するものでございます。

これは、4 月診療分からのレセプト電子化により、9 月から「レセプト管理システム」の稼働が開始され、現在まで国保連合会と試行運用しておりましたが、本格的な稼働となることから、新たなパソコンを購入させていただくものであります。

次に、2 款保険給付費、1 項療養諸費の 1 目療養給付費から 6 目療養費と、2 項高額療養諸費の 1 目高額療養費、2 目高額介護合算療養費につきましては、ページが 20 ページ、21 ページになると思いますけれども、支払基金交付金の減額、繰越金の確定に伴う財源構成でございます。

次の、6 款基金積立金、2 目後期高齢者医療給付基金積立金は、当初予算額 100 万円

に2億4,977万4千円を増額し、2億5,077万4千円とするものです。

これは、医療費の急増や保険料の未納額の増加に対応するための後期高齢者医療給付基金への積立であり、前年度繰越金のうち、前年度概算交付を受けた精算により、返還すべき費用を除いた額を積み立てるものです。

22・23 ページをご覧ください。

8 款諸支出金、2 目償還金は科目設定しました当初予算額 1 千円を 995 万 8 千円増額し、995 万 9 千円とするもので、前年度に概算交付を受けた国及び県の支払金の精算による返還であります。

国庫負担金、補助金が 836 万 8,690 円、県の負担金が 158 万 9,690 円の返還となります。

以上が、平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 9 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございますか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第 9 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任願ひたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 23 年第 2 回定例会を閉会といたします。ご苦労様でございました。

閉会 午後 4 時 11 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 太 田 利 政

署名議員 網 倉 正 治

署名議員 望 月 隆 夫